

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
2	①推奨事業メニュー一例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	短期業務支援委託費(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金関係)	①本県各部署で実施する物価高騰関係事業における業務委託(人材派遣)につき、業務の繁閑に合わせた柔軟な職員配置を行い、各部署での個別契約より効率的な人材活用及び業務遂行を実現するもの。 ②委託料、使用料 ③以下のとおり ＜委託料＞ ・派遣職員(一般事務)11人、1時間当たり単価@2,552円×7.75h×883人日 ＝17,463,974円 改め17,464千円 (就業時間が8時間/日を超える場合、単価1.25倍、8時間を超える部分のうち、午後10時～午前5時までは単価1.5倍となる。) ＜使用料＞ ・パソコンリース費用 11式 1,136千円 ④各物価高騰関係事業における対象者	R8.7	R9.3
3	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	私立学校運営費補助(給食食材費等高騰対策)	①②食材等の価格高騰の影響を受ける私立学校の学校給食について、私立学校の経営安定化、児童生徒等の健全な育成等を目的に国庫補助(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)を活用し補助するもの。 ③ ・完全給食(幼稚園):約2,358千食×1食当たり単価@48円≒113,197千円 完全給食(幼稚園以外)及び給食:約270千食×1食当たり単価@81円≒21,869千円 ・補食給食:約76千食×1食当たり単価@48円≒3,666千円 ・ミルク給食:約107千食×1食当たり単価@13円≒1,391千円 計140,123千円改め141,000千円 ④私立学校137校(園)【生徒分のみ】	R8.4	R9.3
4	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	私立学校運営費補助(原油価格高騰対策)	①原油価格、物価高騰の影響を受ける学校法人等に対して、冷暖房費や電気料金、児童生徒等の送迎用バスの燃料費等を補助することで、学校運営の安定化を図る。 ②冷暖房費、電気料金、送迎用バスの燃料費等 ③対象者22,730人×補助単価@11,100円(※)≒253,000千円 ※県内の主だった学校における計算書類(財務諸表)のうち令和3年度から令和7年度への光熱費の実績(見込)に対する差額を令和7年度の児童生徒数(定員内実員)で除した金額 ④私立学校67校(園)	R8.4	R9.3
5	④消費下支え等を通じた生活者支援	LPガス料金負担軽減支援事業費	①物価高騰が続いていることから、補助事業者を通じてLPガス販売事業者の値引きの原資を補助することにより、LPガス消費者の料金負担を軽減するもの。 ②補助金 ③ (イ)間接補助事業者の値引き原資の支援 @1,600円×512,000世帯×1/8＝102,400千円 ④LPガス事業者	R8.7	R9.3
6	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	交通事業者等支援事業(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金関係)	①燃料価格等の高騰により経営に大きな影響を受けている乗合バス事業者、貸切バス事業者、タクシー事業者、福祉タクシー事業者及び自動車運転代行業者の事業継続を支援し、県民生活への影響を回避しようとするもの。 ②生活交通の維持を目的とした交通事業者等への支援金 ③交通事業者等への補助 総額 157,600千円 ・乗合バス 単価100千円×600台＝60,000千円 ・貸切バス 単価 35千円×1,300台＝45,500千円 ・タクシー 単価 15千円×3,100台＝46,500千円 ・福祉タクシー 単価 8千円×300台＝2,400千円 ・運転代行 単価 8千円×400台＝3,200千円 ④乗合バス事業者・貸切バス事業者・タクシー事業者・福祉タクシー事業者・運転代行業者	R8.7	R9.3
7	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	生活衛生事業者燃料価格高騰対策支援事業	①燃料価格高騰の影響を受ける生活衛生事業者の負担軽減を図るため、経費に占める燃料費の割合が大きい一般公衆浴場及びクリーニング所に対し、燃料費のかかり増し分の補助を行い、継続的に安定した経営を行えるように支援を行うもの。 ②需用費、役務費、補助金 ③(1)事務経費 300千円(交付対象外経費は含まない) ・需用費 265千円 ・役務費 35千円 (2)補助金15,200千円 ・一般公衆浴場:160千円(6か月分)×5施設＝800千円 ・クリーニング所:60千円(同上)×240施設＝14,400千円 ④一般公衆浴場及びクリーニング所	R8.7	R8.10
8	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	フードバンク支援事業(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金関係)	①物価や人件費の上昇、寄付食品の配送経費の増加等により、フードバンク活動の運営が厳しくなっていることから、国の交付金を活用し、活動経費の補助率を10割に嵩上げするとともに、補助上限額の引き上げを行い、生活に困窮し食料が不足している世帯への食料支援を行うフードバンク活動団体の活動を支援するもの。 ②フードバンク活動団体の活動経費(配送経費、光熱費、人件費等) ③A補助率の嵩上げ(1/2→10/10)、B補助上限の拡充(+1,000千円) A1＝2,000千円→4,000千円(+2,000千円) A2＝1,500千円→3,000千円(+1,500千円) A3＝800千円→1,600千円(+800千円) A4＝400千円→800千円(+400千円) A1→A4をそれぞれ2団体ずつ計8団体を想定(＝8,400千円) B＝1,000×5団体＝5,000千円 A+B＝14,400千円 ・通常分【14,400千円】8団体(A及びB、補助上限(最大)2,000千円→5,000千円、Bは5団体分を計上) 500千円→1,000千円(+500千円)を5団体想定 ・特定地域【2,500千円】5団体(Aのみ、補助上限500千円→1,000千円) ④フードバンク団体等	R8.4	R9.3
9	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	保育施設等原油価格高騰対策費	①昨今の原油価格・物価高騰に伴い、光熱費等のかかり増し経費が生じる認可外保育施設への支援を行うことにより、保育機能の維持を図るもの。 ②補助金 ③7,200千円(認可外保育施設(80施設)の定員1600人×1人につき4,500円(交付対象外経費は含まない) ④対象施設(山台車を除く)認可外保育施設	R8.4	R9.3
10	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	子ども食堂緊急支援事業(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金関係)	①物価高騰の影響を受けた事業者の負担を軽減するため、子ども食堂等を運営している団体等に対し補助金を交付するもの。 ②子ども食堂運営団体に対する食材購入費等への補助金 ③補助金:200千円(過去の1団体当たりの平均補助額)×60団体＝12,000千円 ※補助率:3/4(1団体当たり補助上限額300千円) ④県内で活動する子ども食堂運営団体	R8.7	R9.3
11	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	児童養護施設等原油価格高騰対策費	①原油価格や電気・ガス料金・食料品等を含む物価高騰の影響を受ける児童養護施設等について、施設運営に支障が生じないよう、光熱費高騰分の負担軽減のための補助を行うもの。 ②児童養護施設等の光熱費等かかり増し経費 ③里親以外の施設700円×12月×200人(定員)+里親700円×12月×75人(委託児童数)＝2,310,000円 改め2,300千円 ④県所管の児童養護施設、乳児院、自立援助ホーム、ファミリーホーム及び里親	R8.4	R9.3
12	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	児童養護施設等食費負担軽減事業(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金関係)	①原油価格や電気・ガス料金・食料品等を含む物価高騰の影響を受けた児童養護施設等について、施設運営に支障が生じないよう、食料品高騰分の負担軽減のための補助を行うもの。 ②児童養護施設等の食料料費等かかり増し経費 ③里親以外の施設6,800円×12月×200人(定員)+里親6,800円×12月×75人(委託児童数)＝22,440,000円 改め22,000千円 ④県所管の児童養護施設、乳児院、自立援助ホーム、ファミリーホーム及び里親	R8.4	R9.3

13	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	社会福祉施設物価高騰対策事業	①物価高騰及び原油価格高騰の影響を強く受けている高齢者施設、障害福祉施設の運営負担を軽減するため、光熱水費や食材費、燃料費等の一部を補助するもの。 ②補助金、食材費、冷暖房費、ガソリン代等のかり増し経費への支援 ③【補助金等】1,208,000千円 高齢者施設支援分:880,000千円 ・入所系 30千円/定員×10,174人＝305,220千円 ・入所系 15千円/定員×12,796人＝191,940千円 ・複合系 20.5千円/定員×1,250人＝25,625千円 ・通所系 20.5千円/定員×15,983人＝327,652千円 ・訪問系 7千円/台×4,306台＝30,142千円 合計 880,579千円 改め 880,000千円 障害福祉施設支援分:328,000千円 ・入所系 30千円/定員×3,835人×＝115,050千円 ・通所系(障害者) 20.5千円/定員×8,020人＝164,410千円 ・通所系(障害児) 20.5千円/定員×2,412人＝49,446千円 合計 328,906千円 改め 328,000千円 ④高齢者施設、障害福祉施設	R8.12	R9.3
14	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	中小企業等特別高圧電気料金支援事業	①電気料金の高騰により、厳しい経営環境に置かれている特別高圧での受電を行う中小企業等に対して、使用電力量に応じた補助を行うことにより、負担軽減を図るもの。 ②特別高圧で受電している事業者への補助金 ③電力補助金 ・令和8年7月分:14,713千kWh×1.8円×1.1×1/4＝7,283千円 ・令和8年8月分:13,368千kWh×2.3円×1.1×1/4＝8,455千円 ・令和8年9月分:13,700千kWh×1.8円×1.1×1/4＝6,782千円 計 22,520千円 改め 22,500千円 ④特別高圧での受電を行う中小企業等	R8.7	R9.3
15	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	中小企業等再起支援事業(賃上げ支援・エネルギー価格高騰対策)	①中東情勢等の影響を受ける中小企業等に対して、販路開拓、生産性向上等の取組に必要な経費の一部を補助することで支援を図る。 ②中小企業等が行う販路開拓、生産性向上等の取組に必要な経費の一部(事業費) ③420,000千円(事業費:420,000千円) ・想定件数:350件 ・上限1,200千円 ④県内に本店を有する中小企業者等で、中東情勢等の影響により営業利益率又は売上が減少している事業者	R8.6	R9.3
16	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	物流事業者エネルギー価格高騰緊急支援事業	(運送事業者) ①燃料費高騰により厳しい経営状況に置かれている中小貨物運送事業者の負担軽減のため、保有台数に応じた助成を行い、県内物流機能の維持を図るもの。 ②中小貨物運送事業者の保有車両に応じた燃料価格上昇分への補助。 ③619,000千円 ○補助単価 ・普通車以上:30,000円/台×19,000台＝570,000千円 ・小型:25,000円/台×600台＝15,000千円 ・軽:10,000円/台×1,800台＝18,000千円 ○事務費:16,000千円 ④県内に事業所を有する中小貨物運送事業者 (倉庫事業者) ①電気料金高騰により厳しい経営状況に置かれている中小倉庫事業者の負担軽減のため、倉庫の受寄物に賃面積・容積に応じた助成を行い、県内物流機能の維持を図るもの。 ②倉庫事業者の倉庫の受寄物に賃面積・容積に応じた電気料金上昇分への補助。 ③138,150千円 ○補助単価 ・普通倉庫(1・2類):65円/㎡×310,000㎡＝20,150千円 ・冷蔵倉庫(C級):200円/㎡×40,000㎡＝8,000千円 ・冷凍倉庫(F級):440円/㎡×250,000㎡＝110,000千円 ④県内の中小企業かつ東北運輸局に「倉庫事業者」として登録しているもの。 (合計) 757,150千円を改め758,000千円	R8.7	R8.10
17	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	宮城県信用保証協会経営基盤強化対策事業(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金関係)	①中東情勢の影響により原油価格上昇等に直面する中小企業者等が信用保証付きの県制度融資を利用する場合に、信用保証料を引き下げることで、利用企業者の負担軽減を図り、融資の利活用を促進するもの。 ②中東情勢の影響に起因して「緊急経済変動対応策資金(地域経済対策枠)」を利用する場合に、信用保証料相当額を1/2程度引下げ、その引下げ分を保証協会へ補助(一部、利用企業者への直接補給あり)。 ③利用企業者が信用保証協会に納付する信用保証料相当額の1/2 R8.4⇒R9.3(保証承諾見込額420億円(1,400件×3,000万円)×補助率×保証期間×分割係数⇒補助見込額1,197百万円 改め12億円 ④宮城県信用保証協会又は中小企業者	R8.4	R9.3
18	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	燃油高騰に伴う観光・交通等支援事業	①原油価格を含む物価高騰の影響を受けている遊覧船の運営事業者に対して、事業継続を支援し、観光需要の創出を図るため補助金を交付するもの。 ②原油価格高騰の影響を受けた遊覧船の一部支援 ③次の交付単価で補助金による支援を実施(8,600千円) 【遊覧船事業者】 小型船(20t未満):100千円/隻×26隻 中型船(20t以上3,000t未満):600千円/隻×10隻 ④遊覧船事業者	R8.7	R8.9
19	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	宮城県産清酒生産基盤強化支援事業(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金関係)	①県内の清酒製造事業者に対して令和7年度産米(酒造好適米・主食用米)の購入に対する経費のうち、令和6年度産米からの価格上昇分の一部を補助し経営支援を図るもの(第二期:令和8年3月から令和8年8月購入分)。 ②清酒原料米に係るR6からR7の購入経費の増加分の1/2以内 ③第一期購入分(需要量調査) i 酒造好適米:6,600円/俵×3,133俵 ii 主食用米 ササニシキ:5,450円/俵×2,455.9俵 主食用米 トヨニシキ:6,450円/俵×1,812俵 主食用米 その他:5,200円/俵×2,045.9俵 計56,389千円 改め57,000千円(端数上丸め) ④県内の清酒製造事業者	R8.7	R8.10
20	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	学校給食米価高騰対策緊急支援事業	①物価高騰により米飯給食の材料費が高騰していることから、みやぎ米飯学校給食支援方式により提供する米穀について、供給価格の高騰に伴う掛かり増し経費の一部を補助する。 ②県内市町村等が連携して実施する「みやぎ米飯学校給食支援方式」に基づき、学校給食向け米穀(本県産ひとめぼれ1等米)を供給するに当たり、令和7年度産の供給価格の高騰による学校給食現場の負担緩和を目的とする掛かり増し経費の支援 ③a. 宮城県農業協同組合中央金(小計217,800千円) 第1期(4～6月) (34,620-21,000)×9,813俵 ≒ 133,653千円 (1) 第1期(7月) (34,620-21,000)×1,715俵 ≒ 23,701千円 (2) 第2期(8～9月) (34,620-21,000)×4,622俵 ≒ 63,676千円 (3) 第2期(10月) (34,620-21,000)×3,205俵 ≒ 43,652千円 (4) 第3期(11～12月) (34,620-21,000)×6,292俵 ≒ 85,697千円 (5) 第4期(1～3月) (34,620-21,000)×8,470俵 ≒ 115,361千円 (6) 小計(1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6) ≒ 465,941千円 (年間給食用玄米購入経費のうち学校現場の負担を除く掛かり増し経費) 既存スキーム分控除 ≒ △50,000千円 既存スキーム超過額 ≒ 415,941千円 (7) 緊急対策支援での県負担額 ≒ 207,971千円 (8) 既存スキームでの県負担額 ≒ 10,000千円 (9) 要米額(8)+(9) ≒ 217,800千円(端数下丸め) b. 支援方式未加入の市(小計3,200千円) 支援方式に加入していた場合の、R84-R9.3までの既存スキーム超過額 12,154円×538俵(角田市のR7供給実績)×1/2 ≒ 3,200千円(端数下丸め) 合計(a+b) 221,000千円 ④宮城県農業協同組合中央金等	R8.4	R9.3
21	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	園芸生産に係る石油製品資材等高騰対策事業	①園芸生産資材の中でも物価上昇率の高い被覆資材について、購入費の価格高騰分の一部を支援し、農業経営における負担の軽減と安定的な農業生産の維持を図る。 ②園芸生産資材である被覆資材の購入費について、価格高騰分の一部を支援する ③事業費積算＝(現在単価－物価高騰前単価)×ナフサ高騰分×事業実施見込面積×補助率 a. 園芸施設の内張、外張等被覆資材 (74,879円/a－53,715円/a)×1.2倍×9,968a×1/2＝126,577,651円 ≒126,578千円 b. 園芸用マルチ資材 (4,811円/a－2,969円/a)×1.2倍×9,410a×1/2＝6,600,174円 ≒6,601千円 c. 事務手数料 取扱1経営体当たり2,400円×申請見込み件数250件＝600,000円＝600千円 a～c計133,779千円≒134,000千円 ④農業協同組合、営農集団、農業法人又は個人生産者	R8.4	R9.3
22	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	畜産生産資材価格高騰対策緊急経営支援事業	①円安等の影響による配合飼料価格の高騰により、経営に影響が出ている畜産経営体に対して、緊急的に掛かり増し経費を支援することにより、経営継続を支援する ②畜産経営体に対して、配合飼料価格上昇分の一部を支援するもの。 ③配合飼料価格高騰対策(計430,000千円) (1)負担増加額の一部を補助 ・事業費429,000千円改め429,500千円(＝3,300円/t×130,000t) (2)事務費補助 ・事務費500千円(上記支援に係る経費(振込手数料等)(交付対象外経費は含まない)) ④畜産経営体	R8.4	R9.3

